

65歳以上のかたへ平成29年度分の介護保険料納入通知書を6/27(火)にお送りします

下表の介護保険料額(所得段階)は、平成29年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。

介護保険課☎(888)5672

- 介護保険料普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、7月の第1期から3月の第9期までの年9回で納めていただきます
- 4月以前から特別徴収(年金引き落とし)のかたや、8月までに特別徴収になるかたには、はがきサイズの通知書をお送りします
- 平成28年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは、特別徴収に変わります
- 5月以降に資格を喪失したかたにも納入通知書をお送りします。29年度の保険料を納める場合や、納付済みの保険料が還付される場合(別途通知します)があります

■平成29年度 65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額 (下段は算式)
第1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者または本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	33,653 円 (基準額×0.45)
第2	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	52,349 円 (基準額×0.7)
第3	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	56,088 円 (基準額×0.75)
第4	本人が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	67,306 円 (基準額×0.9)
第5	本人が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	74,784 円 (基準額×1.0)
第6	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が120万円未満)	89,741 円 (基準額×1.2)
第7	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が120万円以上150万円未満)	97,220 円 (基準額×1.3)
第8	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が150万円以上180万円未満)	112,176 円 (基準額×1.5)
第9	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が180万円以上250万円未満)	119,655 円 (基準額×1.6)
第10	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が250万円以上300万円未満)	127,133 円 (基準額×1.7)
第11	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が300万円以上400万円未満)	130,872 円 (基準額×1.75)
第12	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が400万円以上)	134,612 円 (基準額×1.8)

* 公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。



認知症カフェでお話しませんか

認知症のかたやそのご家族、地域のみなさんなど、誰もが気軽に集う「認知症カフェ」を下記の会場で実施します。

利用者同士の情報交換はもちろん、専門スタッフが認知症の相談にも応じます。月1回、3時間程度。参加費は各会場で異なります。実施日時など、詳しくは各連絡先へお問い合わせください。

長寿福祉課☎(888)5668

*「認知症カフェ運営補助金」の交付を希望する団体を再募集！詳しくは、長寿福祉課へお問い合わせを。



カフェとも・旭川

旭川清澄町16-17 ジャパンケア
秋田旭川内 ☎(884)3284



秋田聖徳会「わいわいカフェ」

旭南一丁目8-12 秋田聖徳会旭南
イサービスセンター内 ☎(853)7301



ひまわりカフェ

千秋明徳町2-52 ジョイナス
☎080-6035-9684



ばらカフェ

茨島四丁目3-36 ひばりケア秋田
アスレティッククラブ内
☎(893)3669



オレンジカフェいずみ

泉中央六丁目3-35 泉語らいの家
☎(838)0828



喫茶ニコニコ

下新城長岡字毛無谷地265 今村記念
クリニック2階 ☎(873)2525



ほほえみサロンおのぼ

御野場二丁目14-1 御野場病院
☎(839)6141



けあ・カフェ

外旭川字三千刈114-1 ケアプラ
ザあきた中央内 ☎(803)9011



介護サービス利用料を軽減！「認定証」「確認証」の申請を！

現在「認定証」「確認証」をお持ちのかたは、7月31日(月)で期限が切れますので再度申請が必要です

1 介護保険負担限度額認定証 問い合わせ▶介護保険課認定担当☎(888)5675

「認定証」を提示すると、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「短期入所生活介護施設」「短期入所療養介護施設」の居住費・食費の自己負担額が、下表のとおり軽減されます。なお、短期入所は「介護予防サービス」も対象になります。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

利用者負担の段階	居住費の上限日額 ()内は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設の従来型個室の額			食費の 上限日額
	ユニット 型個室	ユニット型準個 室か従来型個室	多床室	
第1段階 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた、または生活保護を受給しているかた	820 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額・合計所得金額・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかた	820 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、第1または第2段階に該当しないかた	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
第4段階 第1～第3段階以外のかたは、施設が定める額になります(認定証の交付はありません)				

*第1～第3段階に該当する場合でも、世帯を別にしていて配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金などの金額が1,000万円(夫婦の場合は配偶者と合わせて2,000万円)を超える場合は対象となりません。

申込 介護保険課(市役所2階)に置いてある「申請書」と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)を、同課または河辺・雄和の各市民サービスセンター窓口へ提出してください
申請書は介護保険課ホームページからも入手できます。http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/kg/futangenndo.htm

2 社会福祉法人利用者負担軽減確認証 問い合わせ▶介護保険課企画・給付担当☎(888)5672

「確認証」を提示すると、社会福祉法人が提供する右記の在宅・施設サービスの利用者負担額の25%を軽減します(老齢福祉年金受給者は50%を軽減)。

下記の6つの要件をすべて満たし、収入や世帯状況などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた。

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②単身世帯で年間収入が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)
- ③単身世帯で預貯金などの額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)
- ④日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない
- ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

対象者

対象サービス

在宅サービス…訪問介護(※)、通所介護(※)、短期入所生活介護(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)
施設サービス…特別養護老人ホーム
生活保護受給者の場合…在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの特別養護老人ホーム利用が対象で、居住費(滞在費)の全額を軽減

※=介護予防サービス費を含みます

申込

介護保険課(市役所2階)にある「申請書」「課税状況の調査への同意書」「収入状況等申告書」に必要事項を記入の上、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類と一緒に、同課へ提出してください。
同意書には、世帯全員の同意と押印が必要です。

負担上限が
変わります

介護サービスの利用者負担には、所得に応じて月々の負担上限が設定されています。負担上限を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されていますが、法改正により、8月から一般的な所得があるかた(市民税課税世帯のかた)の負担上限が3万7千200円から4万4千400円に変更になりますので、ご理解の程お願いいたします。